**○文化庁告示第四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、和歌山県橋本市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 高野参詣道<br>町石道<br>三谷坂<br>京大坂道不動坂<br>黒河道<br>女人道 | 昭和五十二年文部省告示第百四十五号、平成九年文部省告示第三十三号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十二号 | 橋本市（和歌山県） |

**○文化庁告示第五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 下野谷遺跡 | 平成二十七年文部科学省告示第三十八号 | 西東京市（東京都） |
| 橘樹官衙遺跡群 | 平成二十七年文部科学省告示第三十八号 | 川崎市（神奈川県） |
| 加茂遺跡 | 平成二十七年文部科学省告示第三十八号 | 津幡町（石川県） |
| 狭山池 | 平成二十七年文部科学省告示第三十八号 | 大阪狭山市（大阪府） |
| 大和古墳群<br>ノムギ古墳<br>中山大塚古墳<br>下池山古墳 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 天理市（奈良県） |

**○文化庁告示第六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 星ヶ塔黒曜石原産地遺跡 | 平成二十七年文部科学省告示第三十八号 | 下諏訪町（長野県） |

**○文化庁告示第七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| アマミクヌムイ（アマミクの杜） | 平成二十七年文部科学省告示第百六十九号 | 南城市（沖縄県）<br>今帰仁村（沖縄県） |
| 今鬼神ノカナヒヤフ（テンチジアマチジ）及びこはおの御嶽（クバの御嶽）<br>久高コハウ森（久高のフボー御嶽） | | |

**○文化庁告示第八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、和歌山県西牟婁郡白浜町及び同上富田町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 南方曼陀羅の風景地<br>神島<br>闘雞神社<br>須佐神社<br>伊作田稲荷神社<br>継桜王子<br>高原熊野神社<br>奇絶峡<br>龍神山<br>八上神社<br>田中神社<br>九龍島<br>金刀比羅神社<br>天神崎 | 平成二十七年文部科学省告示第百六十九号 | 白浜町（和歌山県）<br>上富田町（和歌山県） |